

昭和60年9月15日

編集・発行

東京都中央区立 京橋図書館

東京都中央区築地1-1-1  
電話 543-9025

# 八町堀棟記さつ 九

安藤菊二

小見出し  
1 藩邸内外居住の田辺藩士—2 上地命令—3  
国益主法会所を置く—4 松平和泉守拝領—5 蛇絲改所を  
置く—6 生産引立会所—7 三井組の恩賞地—8 三井組ハ  
ウ建設—9 八丁堀人物誌

文化の頃から刊行され始めた『諸家人名録』  
を繰り返して、八丁堀居住名家の中に、田  
辺藩士と注し、居所を海粟橋もしくは海東橋  
とする人が何人かいるに気がついた。海粟

・海東ともに海賊の宛字である。賊字の不雅

なるを嫌って、ことさらに異字を用いている

のである。ことによると手紙の上書にも海粟

橋の字を用いていたかも知れない。海粟橋の

語で田辺藩邸居住なることが知れたのである

う。

これらの人々を拾つてみると、

文政一二年版(細注省略)

詩 楓江 田辺藩 海賊橋 嶺田右五郎

画 丹嶺 田辺藩 海東橋 川崎 友八

文草 笛浦 田辺藩 茅場町 葉師地内 野田 希一

画 平浦 牧野藩 斎田 郁助

書 鷗波 田辺藩 海賊橋

画 掃雲 田辺藩 坂本町 牛津鉄三郎

書 安政 文久

画 布雲 田辺藩 西村 宗助

○嶺田楓江

名は雋、字は士徳。楓江はその号である。

幼少の頃から慄発で、読書を好

み、長じて林復齋の門に入り、経学・

史学に思いをひそめ、また梁川星巖に

従つて詩法を受け、傍ら武芸をも善く

し、業成して田辺侯に仕えた。嘉永初

年、鴉片戦争の頃末を叙した『海外新

語』(片岡史)を著し官許を経ずして出

版した事が、当局の忌諱に触れ、書物

は絶版を命ぜられ、楓江は江戸払いの

刑に処された。赦されて後、居を房総

に移し、その地の育英事業に尽瘁した。

子弟の教育に当つては、新教育の必要

性を主張し、理化學の智識の普及に努

めた。明治一六年一二月病没した。年

六七。著述に、海外新話、安房古事記、

# 郷土室だより



横田楓江詩箋 (家蔵)

ある。幼少の頃から慄発で、読書を好み、長じて林復齋の門に入り、経学・史学に思いをひそめ、また梁川星巖に従つて詩法を受け、傍ら武芸をも善くし、業成して田辺侯に仕えた。嘉永初年、鴉片戦争の頃末を叙した『海外新語』(片岡史)を著し官許を経ずして出版した事が、当局の忌諱に触れ、書物は絶版を命ぜられ、楓江は江戸払いの刑に処された。赦されて後、居を房総に移し、その地の育英事業に尽瘁した。子弟の教育に当つては、新教育の必要性を主張し、理化學の智識の普及に努めた。明治一六年一二月病没した。年六七。著述に、海外新話、安房古事記、

房總雑記一巻、楓江遺稿一冊刊。など  
がある。(関儀一郎氏著「近世漢学者伝記著作  
大事典」による)

附言。先考蒐集の詩箋帖中に、楓江

の墨蹟があるので参考に掲げる。蝦夷雜誌五十之一。詩に云う。

「田獣獸を炙つて沙場に坐し、碧眼  
黄鬚醜醜を傾く。鼓腹鳴々歌未だ龍  
まず、九郎山下月霜の如し。」と。  
蝦夷地の風光眼前に髪髪たり。

### ○野田笛浦

名は逸希一と称し、笛浦と号した。

丹後の人。江戸に出て古賀精里の門に  
入り、文章を善くするをもってその名  
世に聞え、當時、斎藤拙堂、篠崎小竹、  
坂井虎山と共に文章の四大家と称され  
た。

田辺藩に仕へ、後、執政に擢んでら

れ、藩治文教に裨益する所が勘くな  
った。安政六年七月一日没。年六一。  
正五位を贈られている。

著書に、得泰船筆語二巻刊。破草鞋三

卷。北越遊草一巻。笛浦小稿一巻。海江園

小稿一巻刊。鄙稿一巻。笛浦詩文集四巻。

などがあるという。(関氏 前掲書)

### ○小川楨齋

烟銀雞の『書画蒼粹』に、住所を、  
茅場町植木店と注し。「書家。名通慎、  
字秋父、号述堂、又神野山人。南総の人。  
今住する所は徂徠先生の旧邸なり。」

と記すのが注目せられる。池田英泉の  
『楓川鎧渡古跡考』の坂本町の条に、  
徂徠先生住居址の記載がみられる。

銀雞はなお筆を継いで、楨齋の先父  
君権齋は医学を以て田辺侯に仕えたる  
をもって楨齋も家業を継いで田辺侯に  
仕えたことを言い、先人の遺書換新新  
話のほか、医学叢話三十巻、力行余事など數十部の著書あるよしを記し、書辭  
ありて筆を弄するを樂みとし、書論に  
精し。と記している。

### ○斎田郁助

前掲の『書画蒼粹』に

「名正。字玄孝。号平浦。又晚翠堂。  
海賊橋。江戸の人。牧野侯の藩なり。  
画は平岸翁の門に入て切磋琢磨す。  
故に辺々其名都下に鳴る。人物花鳥  
分て好し。」と記してある。

### ○田辺藩邸の上地

安政六年の神奈川開港によつて、に  
わかに活潑になつた貿易商品の荷動き  
に対処するため幕府は万延元年閏三  
月、五品江戸廻し令を発して、商品価  
格や貿易数量の統制を行うことにした  
が、四月には「御國益御主方詰方会所」  
設立を企画し、その敷地として、水  
運の便の好い北八町堀の田辺藩邸に白  
羽の矢を立て、家作共居屋敷の上地を  
命じ、代地として、一橋御門外松平豊  
前守(信の屋敷と入替ることを決し、文  
字秋父、号述堂、又神野山人。南総の人。  
今住する所は徂徠先生の旧邸なり。」

として、  
北八丁堀只今迄之居屋敷、御國益御  
主法詰方会所ニ相成候ニ付、入替被ニ  
仰付ニ候處、以來住居之屋敷ニモ有レ  
之、此度被下候豊前守上ヶ屋敷之儀  
ハ、久々明星敷ニ相成居、其上昨年  
元年(文久)堂上方旅館ニ相成候ニ付而ハ、  
家作等取荒し候ケ所も多く候ニ付、  
引移并家作修復等多分之入費可ニ相  
成候間、別段之訛を以金千両拝借  
被仰付、右之外御國益会所御用意  
金之内より金武百両、出格之訛を以  
又御手当被下。且馬喰町御貸金去ル  
西年(文久)迄上納之分、年延被ニ成下  
一

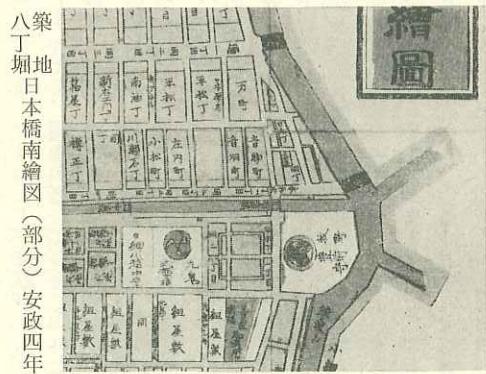
右於同席、同人書付渡レ之。  
(東京市史稿 市街篇四六一五九二頁)  
と、移転先空屋敷の修理料として、特  
に壱千両を貸与すること、その上馬喰  
町御用屋敷の御貸金の西年まで上納分  
を年延にし、且三千両を貸し渡すとい

う、特別の恩典を与えることを伝えた。  
由緒ある屋敷をいきなり取上るのだ  
から、幕府としても、大いに優遇策を  
講じたわけである。しかしながら、突  
如として、屋敷替を命ぜられた田辺侯  
の迷惑は察するに余りがある。

上地命令の出た牧野邸の坪数は、六

五〇九坪余。建家長屋土蔵共一七五六  
坪。地形は、東五七間五尺。西九三間  
二尺。南五八間四尺。北九間三尺。六  
一間三尺。二六間者尺余。この年五月  
一八日には家屋敷の請渡しがすんだ。  
市史稿にこの時の建具畳目録が載せて  
ある。

北八町堀牧野譲岐守上ヶ屋敷畳目録  
一、門扉(但番り共) 大小拾壹枚  
一、戸(但半戸共) 千五百三拾八本  
一、障子(但半障子共) 七百四十六本  
三百三本



築地日本橋南繪図(部分) 安政四年  
八丁堀

候上、金三千両御貸渡し相成候間、  
拝借金并馬喰町御貸付之儀ハ、御手當金  
定奉行同吟味役え可レ談候。御手當金  
之儀ハ、御國益御主法掛リ可レ被請  
取候。

右於同席、同人書付渡レ之。

一、階子

一、畳  
但半畳共三十三挺  
千七十七畳

一、薄縁

一、植木

大小品々

拾八枚

一、庭石

右之通相違無御座請取申候。以上

成。文久五月十八日(市四六一六六二)

市史稿は、当時の風説を記録した「藤岡屋日記」の記事も掲げている。内容が面白いから、ついでにここに載せる。

高三万五千石、丹後田辺城  
牧野譲岐守成。誠

右海賊橋向屋敷ハ、牧野家数年来住居、殊ニ源頼義兜塚鎧之渡し有之名所故、此屋敷をおしみて、毎度御役を勤候事無レ之程之、御城同様の屋敷なり。然る処今度御国益御主法掛会所ニ相成候義は、当正月十二日(文久十九間、南之五十八間余、外国産物  
仮杭を建し、坂本町桐河岸の裏より茅場町薬師向側裏迄上納地、西之三  
三百俵高。本高二百俵。  
御役料二百俵。同調役  
御勘定奉行支配組次席  
五人扶持

菊名 仙之助  
森 泰次郎  
石川庄左衛門  
矢野三左衛門

國益主法掛は万延元年四月に設置されたもので、当時一般の困窮状態を救済し、國産の拡充を計り國益を樹つる方法を考究するためであり、容易ならざる御大業として着手せられ

右安藤対馬守。信被仰付之一。  
西元文久十二月二十九日

○右、取、払、三、而、難、義、致、し、候、者、ハ、□、れ  
ハ、表、計、残、り、座、敷、ハ、取、払、茶、や、伊、勢、太、  
ハ、丸、で、取、払、也。其、外、に、も、難、義、之、者、多、  
く、有、之、候、ニ、付、今、度、御、主、法、懸、リ、天、野、  
三、左、衛、門、工、夫、致、し、町、を、助、け、牧、野、  
屋、敷、ニ、相、成、候、ハ、兩、為、之、よ、し。御、主、法、  
戰、り、大、働、き、也。中略。  
御、主、法、三、而、諸、運、上、二、十、万、両、之、見、込、之、  
由、佃、島、ニ、而、蒸、氣、船、五、百、艘、軍、船、五、  
百、艘、出、來、之、由。是、ニ、而、諸、國、より、品、物、  
積、來、り、候、由。……(藤岡屋日記)  
(市四六一六六四)

『藤岡屋日記』にチヨッピリのぞかせて、いる國益主法方の計画は、途方もなく大懸りなもので、殆んど実行不可能な計画だったよう見える。それからぬか二月も経たぬ七月十九日には、國益主法方廃止の通達が出て、役所は引払われ、係員は役替、地所は家作共本多主膳正へ当分御預けとなつた。

朝令暮改の見本のようにして話は立てえとなつてしまつた。

國益主法掛については、本庄栄治郎博士の解説があるので、ついでに、これに引用させて頂く。

國益主法掛は万延元年四月に設置されたもので、当時一般の困窮状態を救済し、國産の拡充を計り國益を樹つる方法を考究するためであり、容易ならざる御大業として着手せられ

たものであつたが、十分なる効果を挙ぐるに至らずして、文久二年に廢止された。この國益主法掛にて実施した事項は、文久元年二月の三百石以下の旗本・御家人に対する救済、同元年六月の物価引下命令等の外、國益会所の設置がある。之は当時屢々、御主法三而諸運上二十万両之見込之由、佃島ニ而蒸氣船五百艘、軍船五百艘出来之由。是ニ而諸國より品物積來り候由。……(藤岡屋日記)  
(市四六一六六四)

『藤岡屋日記』にチヨッピリのぞかせて、いる國益主法方の計画は、途方もなく大懸りなもので、殆んど実行不可能な計画だったよう見える。それからぬか二月も経たぬ七月十九日には、國益主法方廃止の通達が出て、役所は引払われ、係員は役替、地所は家作共本多主膳正へ当分御預けとなつた。

朝令暮改の見本のようにして話は立てえとなつてしまつた。

國益主法掛については、本庄栄治郎博士の解説があるので、ついでに、これに引用させて頂く。

國益主法掛は万延元年四月に設置されたもので、当時一般の困窮状態を救済し、國産の拡充を計り國益を樹つる方法を考究するためであり、容易ならざる御大業として着手せられ

たものであつたが、十分なる効果を挙ぐるに至らずして、文久二年に廢止された。この國益主法掛にて実施した事項は、文久元年二月の三百石以下の旗本・御家人に対する救済、同元年六月の物価引下命令等の外、國益会所の設置がある。之は当時屢々、御主法三而諸運上二十万両之見込之由、佃島ニ而蒸氣船五百艘、軍船五百艘出来之由。是ニ而諸國より品物積來り候由。……(藤岡屋日記)  
(市四六一六六四)

『藤岡屋日記』にチヨッピリのぞかせて、いる國益主法方の計画は、途方もなく大懸りなもので、殆んど実行不可能な計画だったよう見える。それからぬか二月も経たぬ七月十九日には、國益主法方廃止の通達が出て、役所は引払われ、係員は役替、地所は家作共本多主膳正へ当分御預けとなつた。

朝令暮改の見本のようにして話は立てえとなつてしまつた。

國益主法掛については、本庄栄治郎博士の解説があるので、ついでに、これに引用させて頂く。

國益主法掛は万延元年四月に設置されたもので、当時一般の困窮状態を救済し、國産の拡充を計り國益を樹つる方法を考究するためであり、容易ならざる御大業として着手せられ

たものであつたが、十分なる効果を挙ぐるに至らずして、文久二年に廢止された。この國益主法掛にて実施した事項は、文久元年二月の三百石以下の旗本・御家人に対する救済、同元年六月の物価引下命令等の外、國益会所の設置がある。之は当時屢々、御主法三而諸運上二十万両之見込之由、佃島ニ而蒸氣船五百艘、軍船五百艘出来之由。是ニ而諸國より品物積來り候由。……(藤岡屋日記)  
(市四六一六六四)

『藤岡屋日記』にチヨッピリのぞかせて、いる國益主法方の計画は、途方もなく大懸りなもので、殆んど実行不可能な計画だったよう見える。それからぬか二月も経たぬ七月十九日には、國益主法方廃止の通達が出て、役所は引払われ、係員は役替、地所は家作共本多主膳正へ当分御預けとなつた。

朝令暮改の見本のようにして話は立てえとなつてしまつた。

國益主法掛けについては、本庄栄治郎博士の解説があるので、ついでに、これに引用させて頂く。

國益主法掛けは万延元年四月に設置されたもので、当時一般の困窮状態を救済し、國産の拡充を計り國益を樹つる方法を考究するためであり、容易ならざる御大業として着手せられ

たものであつたが、十分なる効果を挙ぐるに至らずして、文久二年に廢止された。この國益主法掛けにて実施した事項は、文久元年二月の三百石以下の旗本・御家人に対する救済、同元年六月の物価引下命令等の外、國益会所の設置がある。之は当時屢々、御主法三而諸運上二十万両之見込之由、佃島ニ而蒸氣船五百艘、軍船五百艘出来之由。是ニ而諸國より品物積來り候由。……(藤岡屋日記)  
(市四六一六六四)

『藤岡屋日記』にチヨッピリのぞかせて、いる國益主法掛けはこのためであつた。

和泉守」と刻むのはこのためであつた。

松平和泉守(兼)は、西尾藩(三河幡豆郡)

五万石の城主で、当時幕府の老中であ

った。松平和泉守がこの邸地に住んだ

期間はごく短く、文久三年・元治元年

・慶応元年と経て、慶応二年一二月二

二日には、和泉守にもまた上地命令が

来て、代地として愛宕下牧野備前守中

屋敷を下さり、御手当として金武千両

を下さること、なお坪数が妙いから添

へ輸送せしめば、諸品潤沢となり物

価を引下るべく、且物価高低の権を

政府に収むる所以なりとし、会所建

設地を物色したが、翌二年五月牧野

譲岐守北八町堀屋敷を家作共上らし

めて御国益御主法方会所とした。そ

の敷地は広大であり、水運の便ある

地を選定せられてゐるのみならず、

貸附金をも行ふ計画もあつた如くで

あるから、産物会所として設置され

たやうであるが、事実かゝる機能を

実現せず、単に國益主法掛けの執務の

ために用ひられたに過ぎぬものゝ如

くであつた。

(日本評論社刊『日本新政策』)

和泉守」と刻むのはこのためであつた。

松平和泉守(兼)は、西尾藩(三河幡豆郡)

五万石の城主で、当時幕府の老中であ

った。松平和泉守がこの邸地に住んだ

期間はごく短く、文久三年・元治元年

・慶応元年と経て、慶応二年一二月二

二日には、和泉守にもまた上地命令が

来て、代地として愛宕下牧野備前守中

屋敷を下さり、御手当として金武千両

を下すこと、なお坪数が妙いから添

へ輸送せしめば、諸品潤沢となり物

価を引下るべく、且物価高低の権を

政府に収むる所以なりとし、会所建

設地を物色したが、翌二年五月牧野

譲岐守北八町堀屋敷を家作共上らし

めて御国益御主法方会所とした。そ

の敷地は広大であり、水運の便ある

地を選定せられてゐるのみならず、

貸附金をも行ふ計画もあつた如くで

あるから、産物会所として設置され

たやうであるが、事実かゝる機能を

実現せず、単に國益主法掛けの執務の

ために用ひられたに過ぎぬものゝ如

くであつた。

(日本評論社刊『日本新政策』)

和泉守」と刻むのはこのためであつた。

松平和泉守(兼)は、西尾藩(三河幡豆郡)

五万石の城主で、当時幕府の老中であ

った。松平和泉守がこの邸地に住んだ

期間はごく短く、文久三年・元治元年

・慶応元年と経て、慶応二年一二月二

二日には、和泉守にもまた上地命令が

来て、代地として愛宕下牧野備前守中

屋敷を下さり、御手当として金武千両

を下すこと、なお坪数が妙いから添

へ輸送せしめば、諸品潤沢となり物

価を引下るべく、且物価高低の権を

政府に収むる所以なりとし、会所建

設地を物色したが、翌二年五月牧野

譲岐守北八町堀屋敷を家作共上らし

めて御国益御主法方会所とした。そ

の敷地は広大であり、水運の便ある

地を選定せられてゐるのみならず、

貸附金をも行ふ計画もあつた如くで

あるから、産物会所として設置され

たやうであるが、事実かゝる機能を

実現せず、単に國益主法掛けの執務の

ために用ひられたに過ぎぬものゝ如

くであつた。

(日本評論社刊『日本新政策』)

和泉守」と刻むのはこのためであつた。

松平和泉守(兼)は、西尾藩(三河幡豆郡)

五万石の城主で、当時幕府の老中であ

った。松平和泉守がこの邸地に住んだ

期間はごく短く、文久三年・元治元年

・慶応元年と経て、慶応二年一二月二

二日には、和泉守にもまた上地命令が

来て、代地として愛宕下牧野備前守中

屋敷を下さり、御手当として金武千両

を下すこと、なお坪数が妙いから添

へ輸送せしめば、諸品潤沢となり物

価を引下るべく、且物価高低の権を

政府に収むる所以なりとし、会所建

設地を物色したが、翌二年五月牧野

譲岐守北八町堀屋敷を家作共上らし

めて御国益御主法方会所とした。そ

の敷地は広大であり、水運の便ある

地を選定せられてゐるのみならず、

貸附金をも行ふ計画もあつた如くで

あるから、産物会所として設置され

たやうであるが、事実かゝる機能を

実現せず、単に國益主法掛けの執務の

ために用ひられたに過ぎぬものゝ如

くであつた。

(日本評論社刊『日本新政策』)

和泉守」と刻むのはこのためであつた。

松平和泉守(兼)は、西尾藩(三河幡豆郡)

五万石の城主で、当時幕府の老中であ

った。松平和泉守がこの邸地に住んだ

期間はごく短く、文久三年・元治元年

・慶応元年と経て、慶応二年一二月二

二日には、和泉守にもまた上地命令が

来て、代地として愛宕下牧野備前守中

屋敷を下さり、御手当として金武千両

を下すこと、なお坪数が妙いから添

へ輸送せしめば、諸品潤沢となり物

価を引下るべく、且物価高低の権を

政府に収むる所以なりとし、会所建

設地を物色したが、翌二年五月牧野

譲岐守北八町堀屋敷を家作共上らし

めて御国益御主法方会所とした。そ

の敷地は広大であり、水運の便ある

地を選定せられてゐるのみならず、

貸附金をも行ふ計画もあつた如くで

あるから、産物会所として設置され

たやうであるが、事実かゝる機能を

実現せず、単に國益主法掛けの執務の

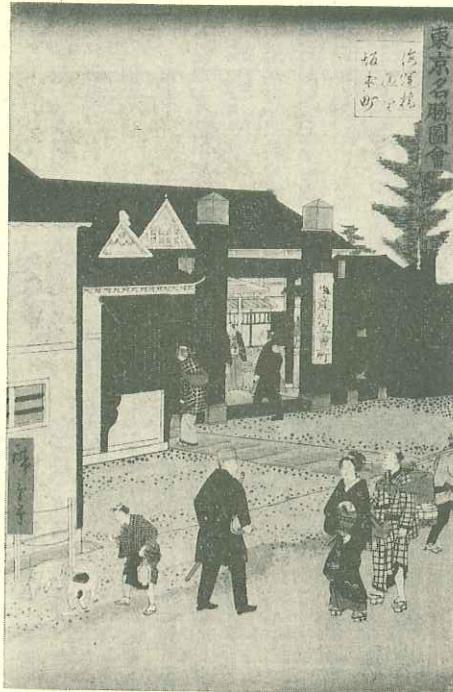
る。

と伝えている。『大丸三百五十年史』に  
(四年)江戸に「生糸蚕種紙改所」(後  
の国立蚕種検査所)が開設された。  
当時の進歩した税関の一つで、輸出  
用の生糸蚕紙は必ず江戸で検査し、  
その証印がなければ取引できない。  
これは品質の改良と、印税を製造業  
者の振興にあてるねらいであった。  
この検査係には江戸の糸問屋が当り  
役所に日勤した。(同書、五四頁)

前記武江年表の記す所によると、蚕  
絲改所は八月にここに移され、僅々二  
か月にして商法司收税局に改められた  
らしい。

#### ○生產引立会所

明治元年に、広重筆、東京名勝図会



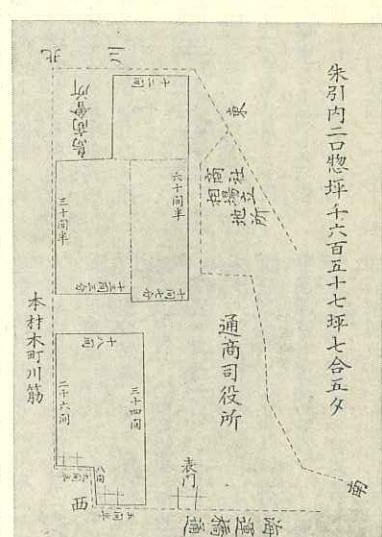
東京名所圖繪海運橋通り坂本町 (広重)

の商法司は間もなく明治二年三月十五日造し、たらしい新官署入口の冠木門に「  
第一卷九冊(大正二)の口絵に載せ、波  
多野賢氏が解説を書いている。  
生産引立会所は、兜町二番地の現在  
の第一銀行のところにあったので、  
ほんとの名は商法司支署であろう。  
商法司は、秩録、田宅、租税、徭役  
等の事務を管掌していた。しかしそ  
の主要目的は、大に産業を振起する  
にあつた。すなわち、明治元年四月  
二十五日、京都において会計官中に  
設立され、その支署が大阪(元年)東  
京(元年二)に開設されたのである。そ  
れではならない。後、このあとに三  
井為替会社が設けられ、更に第一國  
立銀行となつた。因みに、図に海運  
橋通り坂本町とあるのは、兜町とい  
う町名がこの時まだできてなかつた  
ので、海運橋通りといつたのである  
うと思われる。(同書五七頁)

廃止された商法司の政務のうち收税  
事業は租税司と出納司が之を継承し、  
勧商の事務は、通商司(商法司の廢止  
前一ヶ月即ち明治二年二月二十二日に  
設置)が之を継承した。しかしその通  
商司も明治四年七月五日に至り、廃止  
された。

○海運橋際の元通商司跡と同統商社拝  
借地一六五〇坪余の地は、明治四年一  
月、太政官の御沙汰書によつて、維  
新の際、多額の金穀を調達した恩賞と  
して、三井次郎右衛門及び同八郎右衛  
門に竣工し、東京名物として喧伝せら  
れた。

壱等地兜町の土地が、維新の際にお  
ける三井組の功績に対する恩賞として  
三井組に附与されると、三井組では地  
区の南西部、元生産引立会所の地に、  
三井組ハウスを建設し、地区の景観は  
また一変した。三井組ハウスは五年六



『東京市史稿市街篇52』233頁より

れたが、それもつかの間二月ほどで、第一國立銀行に譲り渡される。めまぐるしいばかりの変遷である。三井組ハウス建設の経緯について、菅野和太郎先生の記述を拝借しよう。

明治政府は外國貿易発展のため、又

銀行制度を樹立せんため、先づ明治

二年二月東京貿易商社を、又同年五

・六月頃には三府・各開港場等に我

国最初の株式会社たる通商會社及為

替會社を設立せしめたのであるが、

之が設立に際して三井組は其の主演

者となり、殊に同組の總支配人たり

し三野村利左衛門は、此等會社の設

立と貢献する所歎くなかった。

其後三井組は自身で銀行を設立する

の意図を有するに至り、四年七月三

井組パンクの創立を大蔵省に出願し

其の准許を得るや直ちに、海運橋畔

に銀行建物の新築に着手した。此の

建物は五年六月に竣工し、五階建西

洋館で、規模宏壯當時之を三井組ハ

ウスと称し、東京名物の一つに数へ

られた。其後政府の方針変更し、三

井組パンクの創立は取消され、國立

銀行条例による第一國立銀行の設置

に、小野組と協力して參加すること

を政府から懲諭せられた。

三井組は本来一手にて銀行を設立す

るの意であったため、最初參加を固

辞したが、再三の勧説により、遂

に五年六月小野組と共に、第一國立

銀行の創立を出願するに至った。之

がため、三井組ハウスを第一國立銀

行に譲渡し、爾來為替座名義を廃し

て単に三井組と称した。六年五月三

井組の組織等を大改革し、七年、三

井組御用所を駿河町兩替店内に移し

て、為換パンク三井組と称した。同

年公金取扱方に関する政府方針の急

変により、同年末より為替方小野

組及び島田組の倒産を見たが、三井

組は前以てそれに備ふる処があつた

ため、幸ひ事なきを得た。六年五月に

行はれたる大改革に基きて三井組は

仏國無名会社の法制を參照して、所

謂私立三井銀行の創立を八年七月東

京府へ出願した。私立三井銀行の設

立許可に就ては、政府内に種々議論

を生じたが、結局許可されることに

なり、九年七月一日に開業した。之

が我が國に於ける私立銀行の鼻祖であ

る。」（菅野和太郎・三井組。日本評論社刊『日本經濟史辭典』）

事情かくのごとくで、海運橋橋畔に建  
設された三井組ハウスは、僅々にして  
第一國立銀行と改称されるが、清水喜  
助の建築に係る五階建の西洋館は、規  
模宏壯、當時築地ホテル館と並ぶ駭目  
けである。

東京名所圖會海運橋為替座（広重）

れた。

三井組為替座は、清水喜助の設計施

○書家  
八丁堀の与力同心町には、またその

名の世に知られた書家も歎くない。

五年六月に竣工した。當時板行された

一曜齋国輝筆の錦絵にその概要を記し

『當世諸家人名錄』から拾つてみる。

（文化二年版）

東京名所海運橋五階造真図

東京海運橋兜町元為替座を營造し、

是は海外と商法を盛んになさん為な  
りと云。

西洋形五階造り、唐銅柱其他瓦外  
廻りのすべて唐銅を用ゆ。

高さ拾弐丈余、間口拾五間。

奥行式拾八間。

同五壬申年六月成功

丘工・清水喜助清矩

通称源助。

森 白堂（八丁堀大通）

名恭字士讓。

莊門霞亭（海賊橋）

名文響字子原。

大竹蔣塘（八丁堀矢場）

通称斧八。字

達夫。一号必靜。又号小飴。

平林鴻山（八丁堀）

名可儀。字子羽。

一號虛実庵。又空山房。

大竹蔣塘（八丁堀矢場）

通称斧八。字

達夫。一号必靜。又号小飴。

平林鴻山（八丁堀）

名可儀。字子羽。

一號虛實庵。又空山房。

大竹蔣塘（八丁堀矢場）

通称計右衛門。一号棲霞。

莊門霞亭（海賊橋）

名文響字子原。

大竹蔣塘（八丁堀矢場）

通称制衛門。号鷗波居士。

（天保一三年版）

白井騰雲（北八丁堀）

名高知。字子暢。

建物が三井

組に帰属し

ていたのは

僅に二か月

ほどに過ぎ

なかつたわ  
けである。



東京名所圖會海運橋為替座（広重）

西村鷗波 海賊橋  
通称宗助。別号青梯園。田辺藩。  
和田岳陽 八丁堀 名満直。  
通称官之進。  
小西月舟 茅場町 名思順。字孟信。  
茅野雪菴 茅場町地蔵橋通 名包純。字子徳。  
通称熊の助。別号小蘇堤長。  
又忙憂草堂。在宿一六。  
手島松斎 坂本町植木店 字尹信。字士亨。号竹溪又一叟。  
吉田禮堂 八丁堀北島町 字正徹。  
加藤和樂 八丁堀北島町 通称九郎兵衛。  
通称多門。  
高林二峰 茅場町 通称新甫。  
(文久元年版)  
角田汪洋 南茅場町 名親。字子礼。  
大橋鯉堂 茅場町 一号前溪。  
これらの諸家の内、大竹蔣塘は、大  
概如電撰文になる伝記が『金蘭遺臭』  
にある。(原漢文)  
大竹蔣塘は野州の人、郷は岩舟山陰  
に在り、故に又石舟と号す。蔣塘も  
亦其の地に菰沼有るを以てなり。名  
は培、字は達夫、斧八と称す。初め  
江都に来つて町方同心となる。府尹  
の部卒なり。性書札を好み、教を菱  
湖に受け、頗る其の妙に詣る。是に  
おいて管を執つて身を立て、職を弟

尋いで山伏井に徙り、堂を心静  
と号す。書名頓に揚る。其後西  
遊、伊勢を過ぎり、奥田三角の  
遺愛を觀るに、元人海粟道人の  
行書横幅あり。世希世の逸品と  
称す。蔣塘流覽之際、心身恍惚、  
強請臨摹する数日、大に悟入す  
所あり。故にその還るや書風  
一変、復た巻家の旧姿に非ずと  
云う。安政五年三月十六日歿す。年  
五十八。之を本所清光寺に葬る。  
○千島良輔  
名尹信。字士亨。号墨庵。また竹溪  
一叟と号した。坂本町住。『書画藝術』  
二編に、「武昌秩父の人、楷法を好み、柳公權  
を学び又墨梅を描て雪下園に傳ふ。  
和漢一派をなして、常に兒輩に教達  
す。筆に隨て録し、又挿花を好んで  
重松齋の号あり。松齋見聞抄、感問  
冰解、郢曲見聞錄、其他數十部をあ  
らはすなり。」とある。

○女儒、高橋玉蕉  
嘉永七年刊、近吾堂版「本八丁堀邊  
之繪図」の北島町の与力由比義三郎地  
内に、飯塚検校・鹿島勾当・高橋玉蕉  
六十七。著述、玉蕉百絶一卷(仙台叢  
書)



(「書畫藝術」天保三年刊より)

## ◆ 東京を語る会 第46回

日時 十月十二日(土) 午後二時~四時

講師 西沢 爽 氏

演題 雜學『東京行進曲』

(日本作詩家協会会長)

西沢爽氏は、著書『雜學東京行進曲』

(講談社文庫)の中での昭和初期の

歌謡曲を軸にしえ、豊富な資料を駆使

して当時の銀座や浅草、新宿の風俗、

世相を生き~と伝えておられます。



「東京行進曲」楽譜(『竹久夢二ロマン版画』より)